

舞鶴市木造住宅耐震診断士派遣事業

この制度は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、「災害に強い安全で快適な住宅・住環境づくり」を推進するため、木造住宅の耐震診断を希望される方（住宅の所有者又は居住者）に耐震診断士を派遣し、その耐震診断にかかる費用の一部を助成するものです。

◆ 対象となる木造住宅

市内にある、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
（一戸建て住宅・長屋住宅などで、各住戸の延べ面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの）

◆ 申込み書類

- ① 申込書『舞鶴市木造住宅耐震診断士派遣申込書』
 - ② 自己診断書『誰でもできるわが家の耐震診断』…【一戸建て住宅のみ】
 - ③ 所有者及び建築年等がわかる書類
 - ・住宅の登記事項証明書（登記簿謄本）
 - ・建築確認通知書等
- ＜所有者と居住者が異なる場合＞
- ④ 居住者又は所有者の同意書
 - ⑤ 賃貸借契約書等、対象住宅に居住していることがわかる書類

※ 長屋住宅などの場合は、全住戸の申込書を同時に提出してください。

◆ 実費の負担

京都府の木造住宅耐震診断士が現地にお伺いし、耐震診断を行います。
その際、1戸につき3,000円（税込み）を耐震診断士にお支払いください。

◆ 募集期間と募集戸数

令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）

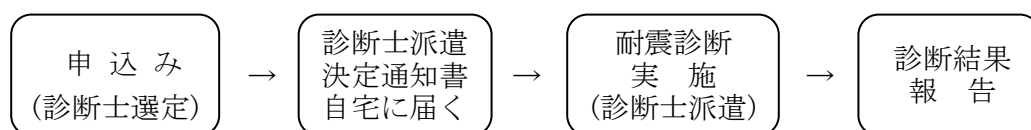
【募集戸数：30戸】

※ 募集戸数を上回った場合は、抽選により決定します。

（抽選日は、9月2日（月）とし、申込者に別途連絡します。）

募集戸数に達しなかった場合は、募集期間後も先着順で受け付けます。

◆ 耐震診断士の派遣の流れ



◆ 相談窓口（申込み受付）

市役所 住宅課 [電話] 66-1050